

平成16事業年度

決算報告書  
監事及び会計監査人  
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

決算報告書  
平成16事業年度  
(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	10,171,312,000	10,171,312,000	0	
施設整備費補助金	1,520,000,000	486,668,000	1,033,332,000	対象工事を17年度に繰り越したため
その他の補助金等	3,477,075,000	3,203,872,000	273,203,000	事業実績の減のため
借入金等	711,000,000	438,475,000	272,525,000	高度化貸付の減のため
貸付等回収金	60,853,000,000	78,008,971,671	17,155,971,671	繰上償還の増のため
貸付金利息	5,418,000,000	4,719,025,278	698,974,722	繰上償還の増のため
業務収入	2,152,012,000	1,279,283,769	872,728,231	事業実績の減のため
運用収入	1,591,277,000	1,507,189,692	84,087,308	
受託収入	247,000,000	186,071,946	60,928,054	事業実績の減のため
その他収入	1,204,167,000	459,307,480	744,859,520	
計	87,344,843,000	100,460,176,836	13,115,333,836	
支出				
業務経費	26,156,860,000	17,690,130,951	8,466,729,049	事業実績の減のため
貸付金	16,199,000,000	4,780,987,000	11,418,013,000	高度化貸付の減のため
出資金	54,000,000,000	6,696,686,432	47,303,313,568	出資実績の減のため
受託経費	247,000,000	173,522,880	73,477,120	事業実績の減のため
借入金等償還	22,883,050,000	23,738,834,626	855,784,626	繰上償還の増及び民間出えん金返還のため
支払利息	1,139,272,000	958,540,833	180,731,167	
一般管理費	598,460,000	834,123,401	235,663,401	管理部門に係る経費負担の増のため
計	121,223,642,000	54,872,826,123	66,350,815,877	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額です。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成16事業年度  
(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	72,398,000	80,575,506	8,177,506	求償権の回収による収入があったため
運用収入	321,761,000	232,623,763	89,137,237	運用に係る利息収入が減少したため
その他収入	1,000,000	9,351,407	8,351,407	保証違約金等の収入があったため
計	395,159,000	322,550,676	72,608,324	
支出				
業務経費	119,763,000	97,825,352	21,937,648	経営基盤強化業務費の効率的な使用
代位弁済費	247,146,000	247,145,268	732	
一般管理費	18,000,000	17,225,615	774,385	管理部門に係る経費負担の減
計	384,909,000	362,196,235	22,712,765	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入の額に求償権の回収額を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
 平成16事業年度  
 (自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	47,953,000	37,207,000	10,746,000	借入の減少に伴い政府利子補給金が減少したため
政府出資金	2,300,000,000	239,000,000	2,061,000,000	出資対象の施設整備費が少なかったため
借入金等	1,746,000,000	0	1,746,000,000	新規の借入を行わなかったため
貸付回収金	3,813,906,000	4,048,403,237	234,497,237	繰上償還の増加に伴う回収の増加等
貸付金利息	298,707,000	299,903,229	1,196,229	貸付金の回収の増加に伴うもの
業務収入	1,045,958,000	2,451,762,956	1,405,804,956	産業用地等の売却収入が増加したため
運用収入	36,750,000	565,156	36,184,844	余裕金の運用が見込みを下回ったため
受託収入	216,750,000	181,461,000	35,289,000	地方公共団体からの受託事業が減少したため
その他収入	54,681,000	683,643,470	628,962,470	関係会社株式の売却収入によるもの
計	9,560,705,000	7,941,946,048	1,618,758,952	
支出				
業務経費	4,689,416,000	2,070,178,679	2,619,237,321	施設整備費及び産業用地等造成費が少なかったため
受託経費	216,750,000	210,760,000	5,990,000	地方公共団体からの受託事業が減少したため
借入金等償還	4,243,936,000	7,619,216,000	3,375,280,000	繰上償還額が多かったため等
支払利息	352,279,000	248,492,416	103,786,584	新規の借入を行わなかったため等
一般管理費	195,465,000	141,063,846	54,401,154	管理部門に係る経費負担の減
計	9,697,846,000	10,289,710,941	591,864,941	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成16事業年度  
(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,199,944,000	4,199,944,000	0	
貸付回収金	239,010,791,000	220,256,552,488	18,754,238,512	貸付規模の減等
貸付金利息	5,822,897,000	4,125,387,560	1,697,509,440	貸付規模の減等
業務収入	377,526,292,000	372,368,862,070	5,157,429,930	在籍件数の減等
運用収入	60,155,465,000	118,929,346,368	58,773,881,368	信託資産の時価評価による評価益等
その他の収入	4,073,000	1,182,466,169	1,178,393,169	未払給付金の雑収入計上に伴う増
計	686,719,462,000	721,062,558,655	34,343,096,655	
支出				
業務経費	437,897,185,000	374,376,632,514	63,520,552,486	解約件数の減等
貸付金	288,212,000,000	258,011,440,000	30,200,560,000	貸付規模の減
支払利息	39,041,000	24,776,663	14,264,337	
一般管理費	93,576,000	139,667,169	46,091,169	管理部門に係る経費負担の増
計	726,241,802,000	632,552,516,346	93,689,285,654	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額です。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成16事業年度  
(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	806,528,000	806,528,000	0	
借入金	21,429,457,000	0	21,429,457,000	
貸付回収金	70,912,615,000	66,640,326,343	4,272,288,657	貸付規模の減等
貸付金利息	245,202,000	213,871,653	31,330,347	貸付規模の減等
業務収入	34,594,006,000	33,811,126,579	782,879,421	加入件数の減等
運用収入	1,843,522,000	1,941,763,822	98,241,822	運用可能資産の増等
その他収入	3,455,000	499,010,919	495,555,919	未払給付金の雑収入計上に伴う増
計	129,834,785,000	103,912,627,316	25,922,157,684	
支出				
業務経費	40,053,233,000	29,058,596,208	10,994,636,792	解約件数の減等
貸付金	66,169,600,000	37,752,950,000	28,416,650,000	貸付規模の減
借入金償還	20,400,199,000	17,750,144,757	2,650,054,243	新規借入を要しなかったことによる減等
支払利息	82,989,000	68,696,817	14,292,183	
一般管理費	78,187,000	127,252,316	49,065,316	管理部門に係る経費負担の増
計	126,784,208,000	84,757,640,098	42,026,567,902	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額です。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成16事業年度

(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	204,333,000	197,393,000	6,940,000	借入の減少に伴い政府利子補給金が減少したため
借入金等	2,000,000,000	0	2,000,000,000	新規の借入を行わなかったため
業務収入	3,275,513,000	3,920,113,632	644,600,632	産業用地等の売却収入が増加したため
運用収入	0	763,717	763,717	
受託収入	369,000,000	423,833,258	54,833,258	地方公共団体からの受託事業が増加したため
その他収入	134,154,000	36,033,883	98,120,117	計上科目の変更等による減少
計	5,983,000,000	4,578,137,490	1,404,862,510	
支出				
業務経費	3,082,722,000	2,161,551,115	921,170,885	産業用地等造成費が少なかったため
受託経費	369,000,000	427,876,010	58,876,010	地方公共団体からの受託事業が増加したため
借入金等償還	89,884,316,000	75,766,779,000	14,117,537,000	繰上償還額が少なかったため等
支払利息	4,746,553,000	1,496,420,944	3,250,132,056	繰上償還額の減少に伴う支払補償金の減少等
一般管理費	411,494,000	204,379,625	207,114,375	管理部門に係る経費負担の減
計	98,494,085,000	80,057,006,694	18,437,078,306	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成16事業年度

(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金	642,000	641,984	16	
借入金等	400,000,000	0	400,000,000	新規の借入を行わなかったため
貸付等回収金	1,406,000,000	1,303,321,775	102,678,225	債権償却を行ったこと等による減少
貸付金利息	126,000,000	113,876,540	12,123,460	債権償却を行ったこと等による減少
業務収入	1,119,393,000	3,265,553,981	2,146,160,981	土地売却収入が増加したため
運用収入	0	2,745,933	2,745,933	
その他収入	0	72,754,510	72,754,510	敷金戻入による収入等が発生したため
計	3,052,035,000	4,758,894,723	1,706,859,723	
支出				
業務経費	2,115,417,000	1,082,555,957	1,032,861,043	人件費・事務費の実績が予定を下回ったため
借入金等償還	9,297,384,000	9,297,384,000	0	
支払利息	743,639,000	561,976,485	181,662,515	新規の債券発行を行わなかったこと等による減少
一般管理費	178,200,000	82,403,628	95,796,372	管理部門に係る経費負担の減
計	12,334,640,000	11,024,320,070	1,310,319,930	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち工場用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成16事業年度  
(自平成16年7月1日 至平成17年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	512,000,000	818,985,253	306,985,253	株式の売却による収入があったため
運用収入	194,000	419,096	225,096	運用に係る利息収入の増
その他の収入	0	217,064	217,064	法人共通における収入があったため
計	512,194,000	819,621,413	307,427,413	
支出				
業務経費	35,161,000	33,758,279	1,402,721	経営基盤強化業務費の効率的使用
出資金	1,000,000,000	980,000,000	20,000,000	投資組合のキャピタルコールの減
一般管理費	6,194,000	5,741,872	452,128	管理部門に係る経費負担の減
計	1,041,355,000	1,019,500,151	21,854,849	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入と株式の売却収入を加算した額を記載しております。
- (2) 出資金は、投資組合に対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務課等に要した経費を除いた額を計上しております。

05.07.12 中機考第1号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項  
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成16年度財務諸表及び  
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成17年7月12日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 遠藤 豊孝 

監事 小林 秀樹 

監事 今村 克彦 

## 独立監査人の監査報告書

平成17年7月12日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 鈴木 孝男 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高良 仁文

業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水 至

業務執行社員



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成16年7月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 独立監査人の監査報告書

平成17年7月12日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 鈴木 孝男 殿

新日本監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 高尾仁之

公認会計士 清水 至



当監査法人は、独立行政法人適用法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成16年7月1日から平成17年3月31日までの第1事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。